

矢口俊幸税理士事務所報酬規定

平成19年1月1日現在

決算料を除き1月あたりの金額、単位円

1.税務会計顧問報酬

①訪問による税務会計顧問(月額)

平均従業員数 年間売上高(予想)	1人	3人以下	10人以下	30人以下	100人以下
1千万円以下	25,000	30,000			
5千万円以下	30,000	35,000	40,000		
2億円以下		40,000	45,000	55,000	65,000
10億円以下			50,000	60,000	70,000

注1.上記表は毎月訪問の場合における顧問報酬です。

2月に一度の訪問の場合、上記金額に0.7を乗じた金額。

3月に一度の訪問の場合、上記金額に0.6を乗じた金額。

②E-MAILによる税務顧問(必要に応じて年間1～2回訪問)(月額)

平均従業員数 年間売上高(予想)	1人	3人以下	10人以下	30人以下	100人以下
1千万円以下	5,000	10,000			
5千万円以下	10,000	15,000	20,000		
2億円以下		20,000	25,000	30,000	35,000
10億円以下			30,000	35,000	40,000

注 決算時を除く訪問が年2回を超える場合は、日当を申し受けます。

2.記帳代行報酬(月額)

記帳頻度 月間平均仕訳数	毎月	2月に一度	3月に一度	6月に一度	年に一度
100件以下	10,000	7,500	6,500	6,000	6,000
200件以下	15,000	12,000	10,000	8,000	8,000
400件以下	20,000	16,000	14,000	13,000	13,000
600件以下	30,000	25,000	22,000	22,000	25,000

3.決算料

①法人税

平均従業員数 年間売上高	1人	3人以下	10人以下	30人以下	100人以下
1千万円以下	100,000	110,000			
5千万円以下	110,000	120,000	150,000		
2億円以下		150,000	180,000	220,000	250,000
10億円以下			220,000	250,000	300,000

注 顧問契約が無い場合は、上記表の金額に1.5を乗じた金額。

個人事業の場合は、上記表の金額に0.5を乗じた金額。

②地方税

上記①法人税の金額の10%×提出先数 (東京特別区は20%)

③消費税

a.本則課税

上記①法人税の金額の30%

b.簡易課税

上記①法人税の金額の20%

④給料計算、年末調整、法定調書作成、償却資産税申告等上記に含まれないものは別途定める。